

# 初の業務禁止命令発令 役員らの同業立上を禁止



弁護士  
全国直販流通協会  
顧問  
千原曜氏

**18** 年5月に、特定商取引法に基づく「業務禁止命令」が、全国で初めて発令されました。業務禁止命令を受けたのは、福岡県のエステ会社Dの代表取締役と相談役会長の二人です。「業務禁止命令」は17年12月施行の特商法改正で新たに盛り込まれた規制です。二人の業務禁止期間は、D社の業務停止期間と同じ3カ月間です。

そもそもエステ業者に対する特商法の処分自体が比較的珍しいのですが、今回の処分は、法改正後の行政の動きについて、非常に参考になる事例だと思いますので、十分に検討する必要があります。

## (1) 役員らへの業務禁止命令は、基本的に発動される?

ご存じのとおり、改正特商法の「行政処分」における重要な改正点は、①業務停止期間が最大2年に延びたこと②役員・従業員なども業務禁止命令の対象になること——の2点です。

今回のA社への処分は②に関して重要です。

福岡県のような自治体が、特別な事情(たとえば役員が以前にも同じような行政処分を受けた会社の関係者である等)がおそらくは無いのに、役員に対する業務禁止命令を同時に出したのは、どうしてでしょうか?

「都道府県や消費者庁が今後業務停止処分をする際には基本的に、役員等に対する業務禁止命令も併せて行う」という「運用方針」が示されているのではないかと、私は推測しています。

D社の役員らが、わずか3カ月の業務

停止期間中に、わざわざ新たにエステの新しい会社を作ってビジネスを行うことは、普通はあり得ないことだと思います。また、役員らに業務禁止命令を出すべき特別な事情も公表されていません。

それらを考え合わせると、「中小企業に対して業務停止命令を発令するときには基本的に、役員らに対する業務禁止命令を発令する」という行政の方針が背後にあると考えられるのです。

なお、例外的に、たとえば上場会社などの大規模企業で、役員やオーナーが業務停止期間中に別会社を作って営業するような可能性がまったく考えられない場合には、業務禁止命令は出ないとも考えられます。

## (2) 業務停止期間の長期化が予想される

今回の処分で見えてきた、「改正特商法を最大限に運用する」という行政の方針は、今後の業務停止期間にも、ストレートに反映されることが予想されます。

改正法では最大2年の業務停止処分が可能になりましたが、この規定が適用されるのは17年12月1日以降の問題行為です。つまり、最低でも半年以上の「実績」を集計した上で、この最大2年の業務停止が発令されることになります。これまでの最大1年の「枠」の中で考えると、例えば9カ月の処分は比較的重いものでしたが、今後は、遠慮なく「1年」や「1年6カ月」といった、非常に厳しい業務停止命令が発令されるようになると考えられます。そして、役員等に対する業務禁止命令も同時に発される、という流れになると思います。

2年の業務停止は、会社にとっては、そのまま「死」を意味することになるでしょう。特商法を守ることができない会社や、その関係者は、市場から退場すべし、という方針がより強く示されるようになるのです。

## (3) 若年層等への被害に対する厳罰化

最後に、D社がなぜ問題視されたのかを分析したいと思います。D社が行っていたのは、行政処分例が比較的少ない、特定継続的役務類型(エステ、英会話等を対象)でした。D社の問題として挙げられている事例を見ると、①学生などの若年者がターゲット②クレジットローンを利用しての高額のエステ契約——といった要素が含まれていることが分かります。

こうした内容は、最近のネットワークビジネス企業に対する行政処分の傾向とも完全にリンクしていると思います。また、最近の東京都の訪問販売への行政処分例を見ていると、ほとんどが「高齢者」をターゲットとした会社に対するものでした。

高齢者や学生などの社会的弱者が「被害者」とされる形のクレームは、問題視されやすい傾向にあります。たとえ年間10件程度の比較的少ない相談件数であっても、行政処分につながる大きなリスクをはらんでいるのです。今後は、特商法処分が厳罰化されるわけですから、高齢者や若年層を顧客とする企業においては特にですが、最大限の注意を払い、あらゆる努力を傾けて、消費生活センターへのクレームを減らすことが求められます。

**ARIIX** THE Opportunity Company

あなたの可能性がより良い未来をつくりだす

一人でも多くの人々の暮らしに、「豊かさ」をお届けすること——。その実現のために、私たちアリックス・ジャパンは、質の高い製品やビジネスモデルを提供し続けると共に、日々、コンプライアンスの向上に取り組んでいます。



ARIIX Japan合同会社 〒106-0041 東京都港区麻布台3-5-7 8階 TEL: 03-4579-5990 営業: 月~金(祝日を除く) 10:00~17:00